議　事　概　要

会議の名称	令和５年度第１回長与町特別職報酬等審議会		
担当部署	総務部　総務課　総務人事係	電　　話	095-801-5781
		E-mail	somu@nagayo.jp

会　議　詳　細			
開催日時	令和５年 11 月 17 日（水）15 時 30 分開会		
開催場所	長与町庁舎３階第１会議室		
出席委員 （五十音順）	勝本　真二 川村　菊雄 佐野　浩子 伊達　憲一 毎熊　一太	事務局等出席者	吉田町長(※)、安藤議長(※)、青田総務部長、荒木総務課長、金子総務課長補佐 ※挨拶後退席

議事次第・会議資料	
議事次第	(1) 開会 (2) 委嘱状交付 (3) 町長挨拶 (4) 議長挨拶 (5) 委員紹介 (6) 会長選出 (7) 諮問 (8) 審議 (9) その他 (10)閉会
会議資料	(1) 長与町特別職報酬等審議会会議次第・委員紹介 (2) 長与町特別職報酬等審議会会議資料

公開・非公開の別	―
非公開の理由	―

特記事項	

第１回長与町特別職報酬等審議会議事録

開催日時：令和５年 11 月 17 日 15 時 30 分開会
開催場所：長与町庁舎３階第１会議室

【事務局】

それでは、皆様お揃いになりましたので、ただ今より、「令和５年度長与町特別職報酬等審議会」を開催いたします。

本日、進行を務めさせていただきます総務課の金子と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております会議次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに、委員の皆様に委嘱状の交付を行います。

吉田町長よりお一人ずつ、委嘱状を交付いたします。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお越しください。

〔委嘱状交付〕

続きまして、吉田町長よりご挨拶を申し上げます。

【町長】

皆様、こんにちは。

本日は大変御多用の中、また、足元の悪い中、長与町特別職報酬等審議会にお足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

そしてまた、本日は、この審議会委員ということでお願いしましたところ、快くお引き受けいただきまして、心より感謝申し上げます。

また、平素から、長与町の行政一般にですね、御尽力を賜っております。この場を借りて、厚く御礼申し上げたいと思っております。

この特別職の報酬、並びに町長の給与の額を変更する場合におきましては、この報酬等審議会の直言を承るということになっております。

そういう中でですね、今回、議員の報酬等について、特に審議会を開催することとなった経緯をですね、お話をしますと、長与町議会議員の方からですね、議員の報酬に関してですね、特別職報酬等審議会を開催していただきたいという要請がございました。本町といたしましても、平成２３年に開催をして以来、１２年の月日が経過したわけでございます。その間の長与町の行政状況、そしてまた、社会情勢一般の状況の変化、そして近隣団体、類似団体の動向、こういったものに鑑みまして、改めて、委員の皆様方に御審議を賜って、御提言を頂きたいなということで、諮問をさせていただくこととなりました。

そういうことでございますので、本日は、忌憚のない御意見を聴かせていただきながら、御審議を賜り、提言をまとめていただければなと思っておりますので、どうぞ今日はよろしくお

願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日は、長与町議会より、安藤議長にお越しいただいております。議長よりご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【議長】

皆さんこんにちは。議長を拝命しております安藤でございます。今般開催されます報酬審議会はですね、そもそも議会の方から、町長に対しまして要望したものでございます。今回の開催に当たりまして挨拶をさせていただく場を設けさせていただいたことにまずもって感謝いたします。

報酬審議会の開催に当たりまして、私の方から一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、日頃より、町議会に対しまして御理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。私からは、議会の近況、あるいは現状について、少しお話させていただきたいと思います。

本町議会は、御存知のとおり、４月の統一地方選で改選されまして、議員定数１６名のところ、現在定員割れの１５名で議会を運営しております。最後の１議席につきましては、法定得票数未達ということで、これは全国でも数例でございました。議会は、平成２３年から議会改革を推進いたしまして、様々な取組を進めてきました。町民とともに歩む議会を目指して、議会基本条例、あるいは議会政治倫理条例を整備し、議会があるべき姿を追求してまいりました。また、定数につきましては、平成１９年から、当時２４名だった議員を２０名に減らし、また、平成２７年からは２０名を１６名と減らしてまいりました。その間、議会も対外的な委員の変調、あるいは議案を審議する常任委員会を３つから２つに減らして対応してまいりました。一方、住民への説明や広報広聴機能強化のために、従来は特別委員会でありましたものを、常任委員会に格上げして、住民の皆さんの要望に応えてきた次第でございます。定数は減らしましても、審議すること、あるいは住民が求めることというのは減ることはなく、逆に増えてきている状態で、一人当たりの議員の活動量は、増えているのが現状です。

議会では今期改選後よりＩＣＴ導入に向けての検討を行っております。具体的には、議員にタブレットを導入し、膨大な資料、議案とか色んな資料があるんですけれども、これを全てデータで渡すこと、あるいは通知や連絡を行うこと、緊急時や災害時の連絡手段、あるいはオンライン会議等に対応すること等を検討し、議会でのタイムリーな情報共有、印刷製本等に係る職員の負担軽減、そして、紙を将来的には全て廃止することによる環境保全等に寄与することを、議会の方で検討しているところです。

こういった形で、なかなか住民の皆様からは議会の活動が見えないというお話もありますが、議会としては精一杯頑張っているところでございます。＊＊＊

＊＊＊

【委員】
こんにちは。
自治会長会の会長をして３年目ですかね、１年目・２年目はコロナでほとんど活動ができませんでしたが、３年目となりまして、色んな役を仰せつかります。
この会議も、できる限りの能力で対応させていただきたいと思います。

【事務局】
ありがとうございます。
続きまして、勝本真二委員。

【委員】
４月から社会福祉協議会の会長をさせていただいております、勝本と申します。よろしくお願いいたします。
社協の方でも、職員の処遇改善について、職員からもいわれますし、見ていても同じように思いまして、今お話いただいた議員の話と同じようなところで仕事をしているものですから、できるだけ赤字を減らして、処遇改善をしてあげたいなと思っております。

【事務局】
ありがとうございます。
続きまして、毎熊一太委員。

【委員】
皆さん、こんにちは。
現在、西そのぎ商工会の副会長をさせていただいております。商工会ですので、私たち民間企業の集まりでありまして、一番民間企業で考えるのは、従業員の給料をどういう形で流していくのかということですね。やっぱり商売人というのは、利益が上がっていけば、給料は必ず上がります。上げていかないといけません。そうじゃないと、人を呼べません。どうしてもダメなときは、みんなで我慢する、それが私たちからすると、必然だと思います。
そういった状況を鑑みながら、もちろん、国家公務員の給与がこれだけ上がるとか、今後の日本経済が上向きになるとか、そういったことも期待しながら、もちろん町議の皆様方の給与も、私個人的には安いなとしか思えませんので、少しでもお手伝いできればと思っております。
よろしくお願いいたします。

【事務局】
ありがとうございます。ここで、委員の御欠席の御報告をさせていただきます。

長与町行政改革推進委員会会長であります、伊達憲一様におかれましては、本日、御都合がつかず、御欠席となりましたことを報告させていただきます。

続きまして、次第６の会長選出でございます。
こちらにつきましては、本審議会規則第４条において、審議会に会長を置き、委員の互選により定めるとございます。会長選出につきまして、御意見・御推薦等ございませんでしょうか。

〔意見・推薦なし〕

いらっしゃらないようであれば、事務局の腹案でございますが、前回開催の審議会では、長与町社会福祉協議会会長に就任いただいておりましたことから、今回につきましても、当該協議会会長であります勝本委員を推薦させていただきたいのですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

ありがとうございます。それでは、勝本様よろしくお願いいたします。

〔会長席へ移動〕

それでは、御挨拶を頂戴できればと思います。

【会長】
会長ということで推薦されましたが、何分不慣れですので、委員さん方の御意見をうまく取り入れながら、諮問されたことに対して答申をしたいと思っておりますので、委員皆様の御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

【事務局】
それでは、次第７の諮問に移らせていただきます。
吉田町長より、審議会へ諮問書をお渡しいたしますので、勝本会長におかれましては、前にお越しください。

〔諮問書手交〕

諮問書につきましては、写しを配付させていただいておりますので、御確認の方をお願いいたします。

続きまして、次第８の審議に入ってまいります。

吉田町長、安藤議長におかれましてはここで御退席なっております。
それでは議事の進行につきまして、勝本会長よろしくお願いいたします。

【会長】
では、これより審議を始めたいと思います。
まず、諮問では、議員の報酬額及びその改定の実施時期についての諮問が行われております。大きく二つの点ですね。これを踏まえて、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局】
それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。
事前に郵送しておりますホッチキス留めの「令和５年度長与町特別職報酬等審議会資料」が本日の資料となりますが、お手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきます。
資料１ページをお開きください。１番目の「長与町特別職報酬等審議会規則」でございます。
本規則につきましては、審議会の組織、運営について必要な事項を定めておりまして、第２条において「町長は、町議会議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ報酬等の額について審査会の意見を聞くものとする」とされております。
審議会においては、先ほど町長から提出されました諮問内容について、審議を行っていただき、答申を行います。
また、町長はその答申を受け、条例案を議会に提出し、議決を経て新たな報酬額が決定するという流れになります。
今回審議いただく内容につきましては、先ほど会長からもありましたが、一つ目が長与町議会議員の報酬額について、二つ目が改定を実施するとした場合の実施時期についてでございます。この２点につきまして、御審議いただきたいと考えております。

次に、「２．特別職と一般職における給与改定の実施方法の違い」について御説明いたします。
まず、特別職として該当する職でございますが、町長、副町長、教育長や議長、副議長、議員などが該当いたします。給与改定の実施方法としましては、特別職報酬等審議会の意見（答申）に基づいて、改定を実施するものとされています。
また、表の右側にあります、一般職につきましては、部長以下、役場の正規職員となりますが、国の人事院や長崎県人事委員会において、民間給与との比較を基に、毎年給与についての勧告が行われておりますので、この勧告に基いて改定を行っております。

続いて、２ページ目を御覧ください。
「３．特別職の給与改定にかかる留意事項」でございます。

報酬等審議会につきましては、第三者の立場からその額等について審議検討いただくものとなりますが、報酬等の額をどの程度のものにするかについては、法的な根拠等は定められておりません。自治体の規模や地域の事情等に応じて決められることが一般的となっている状況ですが、国の方から留意事項等について通知がされておりますので、一部御紹介をいたします。

昭和３６年２月１１日付けの通知においては、特別職の給与の改定を行う場合には、国家公務員の特別職の給与改定、各地方公共団体における、ここ数年の特別職の給与改定の経緯、それから一般職職員の給与改定の取扱い、また、他の地方公共団体との均衡などを踏まえ、総合的に考慮し、適正な改定を行うことが求められております。

昭和４８年１２月１０日付けの通知においては、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、一般職の給与とは性格が異なるため、一般職の給与改定に伴って自動的に特別職の報酬額の引上げを行ったりするのではなく、審議会の実効性が失われることがないよう留意することとされております。

昭和４３年１０月１７日付けの通知になりますが、委員の選任につきまして、委員の構成は、住民の一部の層に偏することのないよう配意するとともに、諮問を行う際には、報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問することとされております。また、審議会へ提出する資料につきましては、人口、財政規模等が類似する他の地方公共団体における特別職職員の給与額、給与改定の経緯、また、一般職の職員の給与改定の状況等に関する資料を審議会へ提出し、審議が行われるよう、通知がなされております。

資料の３ページをお開きください。

四角で囲った「別記」と書かれた部分になりますが、審議会に提出する資料の項目が例示されております。

続いて、「４．特別職の給料・報酬額の改定状況」を御覧ください。

平成４年からの本町の特別職の改定状況を掲載しております。

平成１２年までは、一般職の月例給の改定率が、毎年、大幅に上昇する状況であったことから、２年おきに増額改定を行ってまいりました。

平成１２年度以降につきましては、後ほど理由について触れさせていただきますが、改定を実施していない状況でございます。

また、平成２３年において、本審議会を開催したところでございますが、据え置き、改定なし、という結論を頂いている状況でございます。

改定が長らく行われてこなかった理由としましては、資料の４ページの「５．一般職における人事院勧告の状況」を御覧いただきますけれども、平成１４年の月例給マイナス２．０３パーセントという大幅なマイナス改定を皮切りとしまして、以降、累積改定率を見ていただきますが、マイナスの状態が毎年続いておりまして、この間、賃金水準の低下が続いたり、プラス改定されたとしても、ごく僅かな率での改定に留まっていたということが、特別職の改定が行われなかった要因の一つであったと考えております。それから、令和４年度の累積改定率は、平成５年度と比べまして、未だマイナス１．９０パーセントと下回っている状況でございます。

また、もう一つの理由としまして、後ほど御説明します類似団体と比較した場合においても、報酬額について一定の均衡が保たれているとの判断があったものと考えております。

しかしながら、近年では議員報酬の増額改定を行う自治体も見られることや、一般職の改定の根拠となります令和５年度の人事院勧告においても、資料には掲載しておりませんが、改定率０．９６パーセントと、例年より高い改定率が勧告されている状況でございます。

続いて、資料「６．類似団体平均との比較」を御覧ください。

類似団体につきましては、総務省において、全国の市区町村を人口規模や産業構造を基準に、類似している団体を１６類型に区分したものとなりまして、長与町の場合は、同じ区分に属する団体が１０１団体ございます。

今回は長与町により類似する自治体で比較するため、１０１団体のうち、人口が３万５，０００人を超える２８団体の平均で比較をしております。

比較しました表のうち、一番上の＜月収ベース＞の表を御覧いただきますが、町長においては、２８団体の平均８２万４，６５９円に対し３万２，３４１円多い８５万７，０００円となっております。副町長、教育長につきましても、町長と同様に月収ベース、それから年収ベースの双方において、２８団体の平均よりも若干高い金額となっております。

一方、議長、副議長、議員につきましては、平均よりも低い金額となっておりまして、議員の報酬を見てみますと、＜月収ベース＞の表で２８団体の平均２７万８，４２９円に対し、２万４２９円少ない２５万８，０００円となっております。議長、副議長につきましても、議員と同様に月収ベース、年収ベースの双方において、平均を下回っている状況でございます。

また、一番下の表でございます、財政状況につきましては、人口１人当たりの税収、財政力指数、経常収支比率、一人当たりの地方債残高の比較を行っておりますが、指標での比較においては、全ての指標において、類似団体平均を下回っている結果となっております。

続いて、５ページを御覧ください。

５ページ以降、１０ページまでにつきましては、より詳細に町長から議員までの給料・報酬額について、類似団体、それから県内の自治体と月額及び年収ベースで比較したものになります。

５ページの町長の給料額につきましては、人口については１４位と中間に位置する中、地域手当を加算した分での給料月額では１１位、年収ベースで１２位と平均よりやや高い位置に属しております。下段の県内での比較においては、本町が一番規模が大きい自治体であることから、県内順位としましては、１位に位置しておりまして、他の県内自治体も、おおむね人口が多い順に報酬額が高くなっている状況となっております。

なお、給料月額と年間収入で順位の差が生じる理由につきましては、期末手当の支給割合や加算する率というのが自治体によって異なっていることが理由として挙げられます。

６ページ、７ページは、副町長、教育長の給料比較となっております。こちらも町長と同様に、平均よりもやや高い順位となっております。６ページの副町長では給料月額が１２位、年間収入で１５位となっております。７ページの教育長においては、給料月額が８位、年間収入が１１位という状況でございます。

町長以下三役の給料月額につきましては、類似団体と比較しましても、平均に近い順位をキ

ープしておりますことから、今回の諮問事項には、含めていないという状況でございます。

続いて、８ページから１０ページにつきまして、８ページが議長、９ページが副議長、１０ページが議員における、類似団体及び県内での比較となりますが、県内においては、いずれも１位となっているものの、全国の類似団体と比べますと、８ページの議長では報酬月額で１９位、年間収入で２０位、９ページの副議長では報酬月額１８位、年間収入で１９位、１０ページの議員では報酬月額で１９位、年間収入で２１位と、やや低い順位に位置しております。

続いて、１１ページを御覧ください。

「１９．財政状況等の比較」でございます。こちらについても、類似団体、それから県内自治体との比較となっております。上位の順位ほど、各指標において財政的に良好な状況であるということを示しておりまして、税収、財政力指数、経常収支比率、地方債残高ともに類似団体と比較しますと、本町は低い順位に位置しております。

＜財政力指数＞につきましては、数値が高いほど、財源に余裕があるといわれておりまして、１を超えると、普通交付税に頼らずに財政運営ができるということで、普通交付税が不交付の団体となります。なお、長与町は財政力指数が０．６５で、普通交付税が毎年２６億円ほどとなり、一般財源収入の３割を占めております。

類似団体で財政力指数が１を超える団体につきましては、例えば、１位の茨城県東海村では原子力発電所が町内で稼働していたり、２位の静岡県長泉町や、３位の神奈川県寒川町、４位の埼玉県三芳町では、自動車メーカーや電子機器の工場であったり、清涼飲料水メーカーの工場を始めとして、有名企業の工場が数多く誘致されているという町の特徴もあるようでございます。そういったところで、財政的にも恵まれた自治体というふうにもみてとれるかと思います。

＜経常収支比率＞につきましては、長与町は、８６．２でございまして、この数値が高いほど自由に使える財源がなくなり、財政構造の硬直化が進んでいることを示しております。

続きまして、１２ページを御覧ください。

本町の財政状況の推移を掲載しております。歳入総額、歳出総額につきましては、年々増加傾向でございますが、令和２年度、それから令和３年度の歳入・歳出総額は、多額の新型コロナ関連の交付金が歳入として入り、併せて、経済支援等も含めた感染症対策経費としての歳出額も多かったため、例外的に増加しております。それから、地方債残高につきましては、近年では、今後の図書館建設等の大型事業を見据え、地方債残高が、なるべく増えないように財政運営を行っている状況でございます。

また、表の一番右の欄になりますが、長崎市の消費者物価指数の推移を掲載しております。これは、平成２７年を１００とした場合の指数となりまして、消費者物価指数は年々上昇する傾向となっております。

他の指標につきましては、資料にて御確認をお願いします。

続いて、「２２．議会の概要及び活動状況」について御覧ください。

１の機構については各常任委員会、議会運営委員会がございまして、２の議員定数・任期に

つきましては定数１６人に対し、１５人。任期につきましては、議員、正副議長が４年、各委員会が２年となっております。

また、３の年齢別の人数につきましては、平均年齢が５８．４歳、最年長の議員が７３歳、最年少が２５歳という状況でございます。

続いて、１３ページを御覧ください。

参考資料といたしまして、平成２８年の「長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会」にて調査が実施されました議員活動状況調査の内容を掲載しております。

調査項目につきましては、議員の活動をＡからＣの三つの区分に分けて調査を行っておりまして、区分Ａが、本会議や委員会、全員協議会、視察等のために活動した日数。こちらは、年平均６９日となっております。区分Ｂは、町主催の行事や自治会、各種団体行事、その他活動区分Ａに付随する活動した回数が、年平均１００回となっております。区分Ｃにおいては、議員活動にカウントしない回数で年平均２５回の活動を行っているという結果となっております。こちらの活動状況調査の内容につきましては、後ほど改めて触れさせていただきます。

続きまして、１３ページの中段になりますが、参考としまして、議員定数の推移と、町議会議員選挙の実施状況を掲載しております。議員定数につきましては、昭和５０年５月執行の選挙時では、議員定数が１８人から２４人へ増員されております。平成１９年４月においては、定数が２４人から２０人へ減少しております。また、平成２７年においては更に４人減りまして、現在の定数１６人という状況になっております。

続いて、町議会議員選挙の状況でございますが、平成１９年の選挙においては、２３人が立候補者し、２０人の当選、投票率が６２．０８パーセント。平成２３年の選挙においては、２０人が立候補し、無投票という形で２０人が当選しております。平成２７年の選挙においては、１８人が立候補し、１６人が当選、投票率が５２．０７パーセント。平成３１年の選挙においては、１６人が立候補し、無投票という形で１６人が当選しております。

また、令和５年執行の選挙においては、投票率４４．０７パーセントで１８人が立候補する中、１５人が当選しております。１６人目については、法定得票数を満たさなかったため、再選挙が令和６年４月に実施される予定となっております。

１４ページから１６ページでございます。

「議会改革の歩み」として、参考資料を掲載しております。

一部を御紹介いたしますと、平成２３年９月に、「長与町議会改革等調査特別委員会」が設置されております。平成２５年３月に長与町議会政治倫理条例の制定、９月に長与町議会基本条例が制定されており、１１月には長与町議会報告会実施要綱が制定されております。平成２６年３月には長与町議会住民懇談会実施要綱が制定されておりまして、４月には長与町議会のホームページをリニューアルしております。

続いて１５ページになりますが、平成３０年１月には、長与町議会広報モニター設置要綱の制定。・令和３年４月には、議会だよりアンケートを実施するなどの取組を行っております。

１６ページにつきましては、議会報告会及び住民懇談会の開催状況について掲載しておりま

す。

続いて、１７ページを御覧ください。

まず、「２３．議会費の支出状況（類似団体）」となりますが、こちらは、議会費の支出状況について、＜議会費歳出額＞、＜歳出総額のうち議会費が占める割合＞について、類似団体と比較したものになります。いずれも類似団体の中では、平均に位置している状況でございます。

下段に記載しております、２４番の県内での比較においては、歳出額は県内で一番大きいですけれども、歳出総額に占める議会費の割合は７位で、０．８１パーセントと２番目に低い順位となっております。

以上、御説明しました、類似団体や県内自治体との比較、財政状況、議員の活動状況等を踏まえまして、１８ページ以降で、改定額の検討資料に入ってまいりますが、町長、副町長、教育長につきましては、類似団体との比較又は県内自治体との比較において、一定の水準をキープしているのではないかと考えております。一方で、議員につきましては、類似団体と比較しまして低い状況にあることから、増額改定を行った場合を視野に入れた試算を、次のページ以降で行っております。

１８ページの上段、「２５．改定額の検討」の部分を御覧いただきたいのですが、検討に入る際の一つの参考としまして、「長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会」による調査結果に基づく検討ということで、本委員会報告書の内容について御紹介いたします。

この報告書によりますと、【議員報酬に関する考え方】の一般的な手法としまして、①原価（積算）方式、②比較方式、③収益方式等の手法が一般的とされており、全国町村議長会では、①の原価（積算）方式が望ましいとされていることから、①の方式にて調査が行われております。

この調査の中では、【全国町村議会議長会の議員報酬標準案】としまして、議員の活動及び首長の活動日数等を調査の上、首長の給与月額を基準とした標準案が示されておりまして、①の全国標準比率では、議長報酬が首長給与月額の４０～５４パーセント相当額、副議長報酬が首長給与月額の３３～３７パーセント相当額、議員報酬が首長給与月額の３０～３１パーセント相当額とされておりまして、本町におきましても、現状の、議員の首長との比率は、議長が４０パーセント、副議長が３３パーセント、議員が３０パーセントと、標準比率の範囲内となっておるところですが、議員の報酬額は全国標準案にて示される比率と同等となるものの、１８ページ中段の「②全国段階別標準比率」の表にございます、人口段階別に補正される格差指数、人口が２万人以上の場合の格差指数１．１が反映されていない状況となっております。

長与町の人口は２万人以上となりますので、格差指数１．１を掛けますと、議長が首長給与月額の４４パーセント、副議長が３６パーセント、議員が３３パーセントに当てはまる形となりまして、現状よりも３パーセントほど上乗せした率が当てはまることとなります。

次に、「③活動実績調査」に基づく算出という記載箇所を御覧いただきますが、調査特別委員会における議員の活動実績調査結果に基づいた試算が、特別委員会の方で報告されております。

この算出内容につきましては、再度の御説明とはなりますが、まず、活動区分をＡ、Ｂ、Ｃに分け、活動日数を算出しております。

活動区分Ａは、本会議、委員会、全員協議会、委員派遣、他議会の視察対応等に要した日数でございます。

区分Ｂは、町主催行事、自治会及び各種団体行事、相談その他活動区分Ａに付随する活動でございまして、日数ではなく、回数の実績でございます。

区分Ｃは、議員活動にはカウントしないＡ及びＢ以外の活動となります。

調査結果としましては、活動区分Ａで平均日数が年に６９日、活動区分Ｂで平均回数が年に１００回、活動区分Ｃで平均回数が年に２５回となっております。

この調査結果を基に首長の活動日数の比較を行っておりますが、活動区分Ｂにつきましては、回数の実績であることから、首長の活動日数と比較するために、回数から日数に置き換える必要があります。この置換方法として、「ｉ）活動区分Ｂの回数を実働１０割とした場合」、つまり丸一日活動した場合が首長の給料月額の５１．２パーセント、それから、「ⅱ）活動区分Ｂの回数を実働５割とした場合」、つまり半日程度の活動というふうにした場合が首長の給料月額の３６．１パーセントとなる試算が行われております。

これらの資料を参考に、１９ページを御覧ください。

「２６．改定額試算」以降において、改定額の試算を行っております。①と②の２パターンで試算を行っております。

試算①の黄色で着色している部分につきましては、先ほど１８ページで御紹介しました全国町村議会議長会における議員報酬標準案に、格差指数の補正を行った場合の例として挙げられております、表②の試算である【全国段階別標準比率】に格差指数１．１を掛けまして、議員報酬が町長比の３３パーセントとなるよう算出したものでございます。それぞれ２万５，０００円ずつ増額する形となります。議長が３６万８，０００円で町長比４３パーセント、副議長が３１万円で町長比３６パーセント、議員が２８万３，０００円で町長比３３パーセントとなるよう試算したものになります。委員長につきましては、指標がありませんので、他の職と同様に２万５，０００円増額し、町長比３５パーセントとしております。

続いて、試算②です。ピンク色で着色した部分につきましては、試算①より大きな額で改定した場合の目安として、先ほど１８ページで御紹介しました、活動実態調査において、活動区分Ｂの回数を５割とした場合に算出される町長比率３６．１パーセントをベースに算出したものになります。

それぞれ、５万１，０００円が増額する形になりますが、議長が３９万４，０００円で町長比４６パーセント、副議長が３３万６，０００円で町長比３９パーセント、委員長が３２万２，０００円で町長比３８パーセント、議員が３０万９，０００円で町長比３６パーセントとなるよう試算しております。

年間の財政への影響額につきましては、試算①（黄色）の場合でございますと年間で約６４５万円、試算②（ピンク）で改定した場合には年間約１，３００万円の影響が生じることとなります。

１９ページの下の表でございます、＜年間収入における順位比較＞を御覧いただきますが、試算①（黄色）の場合で改定しますと議長が現状の２０位から１１位、副議長が１９位から１２位、議員が２１位から１２位となりまして、順位的にも１２位である町長と同等の順位に位置する結果となります。

続いて試算②（ピンク）の場合で比較しますと、議長が現状の２０位から７位、副議長が１９位から５位、議員が２１位から６位となりまして、順位的には町長が 12 位であることと比較しましても、より高い順位に位置する形となります。

詳細な比較につきましては、２０ページから２２ページに掲載しております、議長、副議長、議員の試算結果を踏まえました、類似団体及び県内における順位の詳細を御覧ください。

２０ページの議長の場合では、報酬月額が現在１９位に対して、試算①では１１位、試算②では７位。それから、年間収入では、現在２０位に対して試算①では１１位、試算②では７位に位置する形となります。

２１ページの副議長の場合では、報酬月額が現在１８位に対して、試算①では１２位、試算②では４位。また、年間収入では、現在１９位に対して、試算①では１２位、試算②では５位に位置する形となります。

２２ページの議員の場合では、報酬月額が現在１９位に対して、試算①では１２位、試算②では６位。また、年間収入では、現在２１位に対して試算①では１２位、試算②では６位に位置する形となります。

また、県内との比較においては、議長、副議長、議員ともに１位であることに変わりはありませんが、試算①、試算②ともに、県内自治体との差が大きくなる結果となっております。

続いて、２３ページを御覧ください。
こちらのページは、先ほどの議会費の支出状況について、試算①、試算②で報酬額を改定した場合における議会費歳出額と歳出総額に占める議会費の割合の、類似団体及び県内団体との比較ということになっております。報酬額が上がるにつれて、議会費及び歳出総額に占める割合も上昇する結果となります。

続きまして、２４ページを御覧ください。
改定時期につきまして、資料の御説明をいたします。
想定されます改定時期についてですが、２パターン掲載しております。
①は、令和６年４月に執行されます町議会議員１名の再選挙を基準として改定する場合でございまして、再選挙を行う前に今年度中に改正案について議会へ上程し、新たな報酬額へ改定した上で選挙を迎えることを想定しております。
②につきましては、改選時を基準として改定する場合でございまして、令和９年４月に改正を行います。こちらにつきましては、期間が開きますので、選挙の前、目安として令和７年度以降に再度審議会を開催しまして、改定額について確認を行う必要があると考えております。

以上、資料につきまして、長くなりましたが、事務局からの説明を終わります。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、審議を行いたいと思います。

まず、報酬を決めるに当たっては、社会的情勢も関わってくると思います。

その点につき、事務局の方から、４ページの辺りに、一般職員における人事院勧告の状況の説明があったかと思うんですが、平成１４年からずっとマイナスが続いており、実質的には給与が落ちてきていると、その辺の事情もあり、特別職の報酬を上げることができなかったというのが、実情だと思います。令和４年度は平均改定率が０．２３パーセント増なんですけど、累積の改定率はマイナス１．９パーセントで、まだマイナスの状況です。

【事務局】

人事院勧告は公務員の給料に反映させるためのものではあるんですが、そもそもこの数字は民間を調査して、民間との格差を示したものなので、民間の給与レベルもこういった状況であったといえると思います。

【会長】

財政状況で行くと、１１ページ、１２ページ辺り、先ほど事務局から説明があった財政力指数がありましたが、高いほど財源に余裕があるとありましたが、長与は２０位であると。経常収支比率は１９位であり、こうした実態も考慮する必要があると考えますが、委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

【委員】

先日、図書館審議会の方で、会議の最後の質問で、「ところで、こんなふうに議論をしているんだけども、実際、本当に図書館はできますか？」というような質問があったんですよね。「こんなに審議しているけれど、お金がないからできませんとは言いませんよね？」という質問があり、担当からは誠心誠意回答いただきましたけれども、図書館が完成するのが令和９年ですかね、そういった町の全体的な経済状況も見ながらですね、決めていく必要があるのかなと思うんですね。

図書館も希望をどんどん入れていくと、膨らんでいくようなところもありますから、そういったところの兼ね合いは無視できないところかなと思います。

【会長】

皆さん、ざっくばらんに。まずは、今日はもう、意見を聴くだけにしましょうか。というのが、伊達さんが議員経験者でもあるし、そこからの考えもお聞きしながらまとめた方が良いかなと思ったりもします。

なので、ざっくばらんに、ちょっとこの辺りをもう一度聴かせてもらえませんか、でも構いませんので。

【委員】

結局財政が、どこから持って来るのか、これだけ減るわけでしょ？　長与町の銭が。これをどうやって工面するのかということがね、これのために税金を上げますよとか、その上げ幅がこのくらいで上げますとか、そういう具体的な事を伺いたい。

やっぱり、上げてやりたいというのが本音です、はっきり言って。だけども、長与町が潰れたらしょうがないから。１２年も見直されていないのなら、考えるべきだとは思います。

【委員】

すみません、歳入が、コロナの関係で、令和２年・令和３年と多いのですが、それがなかった場合には、歳入は減っているのですか。交付金で膨らんでいますよね、それがなかった場合は、歳入自体はやっぱり下がっているんでしょうか。

【事務局】

資料１２ページを御覧ください。「２１．財政状況等の推移」とございますけれども、今仰られたのが、表の下から２行ですね、令和２年・３年は、コロナで状況が違ったと。令和元年を見ていただくと、税収が４６億８，８００万円。これを遡って見ていただくと、人口は減少傾向にありつつも、税収はやや増えているか、横ばいか、ということですので、今後も団地に病院ができたり、もう少し先では高田南の区画整理が完成し、そこでの固定資産税、住民税が入ってくることを見通せば、減っていくことは当面はないのかなと思っております。

【委員】

本来、議会の話なんでしょうけど、議員報酬のほかに、市町村によってプラスする手当や、報酬に付随する旅費、交通費等はあるんですか？

【事務局】

費用弁償として議会に出席した際の費用弁償や、研修に行く際の旅費等の支給があります。よく話題となる政務調査費はないです。

【委員】

本当は若い方が議員さんになってもらって、まちづくりにどんどん参加してもらいたいという思いがあるんですけどね。

【会長】

資料２３ページの「議会費の支出状況（類似団体）」の所を見ると、長与は、人口では１４位で、議会の歳出額では１３位で、試算による改定が行われればこれが上昇する。その辺りも考えていかなければならないと思います。

一番右の表の、歳出総額のうち議会費の占める割合について、今は０．８１パーセントですが、試算①では０．８５パーセント、試算②では０．８９パーセントで、どんどん上がっていくというのがあります。

というのも結局ですね、議会費歳出額の表でいえば、類似団体で、例えば、１７位の福岡県粕屋町や、２０位の熊本県菊陽町、半導体大企業のＴＳＭＣの誘致がされているような所が、この辺りの順位である。であるのに、ということも考えていく必要があると思います。

【事務局】

今、御意見が出たので、補足で申し上げると、２３ページの真ん中の表ですね、＜議会費歳出額＞、上の方から、神奈川県寒川町や茨城県東海村、この辺りは財政力指数１を超えるような団体で、そのように裕福な自治体は、議会費にもお金をかけることができている状況とみることができます。

【会長】

これをみると、今現在でも、長与町は議会費にけっこうお金をかけているとみることができますね。今は真ん中ぐらいですね。

【委員】

すみません、ちょっと参考までに、議会費には、どのような費用が含まれていますか。

【事務局】

ほとんどが人件費に係るものです。

【委員】

議会に議員さん達が出ると、その時に報酬とは別に、費用弁償のように受けるわけですね。そういうのは、ここには全く入っていないわけですね。

【事務局】

議会費には入っているということになります。

【委員】

そうですよね、議会費の方が膨らんでいるので、そういったことに対価が払われているのであれば、その辺りを合算してみないと、とちょっと思いますね。

【事務局】

費用弁償の額は、議会などに出られたりする場合に、１日当たり１，７００円となっています。

今見ていただいている議会費の歳出の中には、そうした費用弁償なども入ったトータルの額となります。

【委員】

その辺りの、例えば、年何回視察に行ってなどといった辺りも見せていただくと、考えられるかなと。給料だけみると低いなと思うんですけど。正規の仕事の給料もあるでしょうし、そうした辺りがどれぐらいだろうと思いまして。

【委員】

＊＊＊

では、次回のことについて、事務局からお願いできますか。

【事務局】

はい、次回の開催に当たり、日程調整等を今後行わせていただきます。伊達委員の御都合を伺いながらですね、後日御連絡して調整をさせていただきます。

年末にかけてお忙しい時期かとは思いますが、よろしくお願いいたします。

【委員】

ここで話したことは、自治会などで集まったときに、話しても良いんですか？　他の方の意見も聴くということもできますが。

【事務局】

今の時点では、この資料をお見せしたり、審議内容を話したりということは、ストップしていただければと思います。

そこから離れて、住民の方々の肌感覚というようなものを、一般的なものとしてお聞きするというのであれば良いかと思います。

【委員】

先ほど話のあった、議員さんの報酬以外の費用弁償等がどのようになっているかという点は、出していただけるのであれば御準備いただきたいです。

実際に活動をどんどんやられている方にプラスになるというのは、全然良いと思うんですよ。

【会長】

はい、それでは本日は、これで閉会したいと思います。お疲れ様でした。

（閉会）